

# 令和6年度 ICT教育推進事業（個別最適な学び推進に向けた中学校AIドリル導入事業）公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨等

本事業は、焼津市の中学校全9校へAI型デジタルドリルを導入することで、生徒の学習状況を把握し、個別最適な学習支援につなげるとともに、学習者の進捗状況や特性に応じて適切な問題が提示される機能などを生かして、基礎学力の定着を図るものである。

本実施要領は、本事業のプロポーザルに係る募集事項に関して、参加資格のある事業者が企画提案を行うために必要な事項を定めたものである。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

令和6年度ICT教育推進事業（個別最適な学び推進に向けた中学校AIドリル導入事業）  
（以下「本業務」という。）

### (2) 対象

焼津市立中学校 9校 生徒数 3,379人 教職員数 250人

### (3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日(木)までとする。

ただし、使用開始日は令和6年6月3日(月)を予定とし、契約締結日から使用開始日前日までの間は準備期間とする。

### (4) 業務内容

別紙「令和6年度ICT教育推進事業（個別最適な学び推進に向けた中学校AIドリル導入事業）仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### (5) 提案上限額

9,350,000円以内（消費税及び地方消費税含む）

※本業務は、上記金額内で提案を募集するものであり、契約締結に関する予定金額ではない。

### (6) 契約保証金について

免除

### (7) 支払条件

着手時に全額前払いとする

### (8) 事業所管課・担当

焼津市教育委員会 教育部 学校教育課 GIGAスクール推進室（担当：山本）

〒425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 焼津市役所本庁舎6階

電話：054-625-8160 FAX：054-626-2188

メールアドレス：gakkokyouiku@city.yaizu.lg.jp

## 3 資格要件

本業務の企画提案競争に参加する者は、本業務を実施するに当たり必要な能力を有する者で、次に掲げる全ての要件を満たし、様式第1号「参加表明書」等を提出後、市から様式第4号「参加資格決定通知書」で参加資格を有するとされた者に限る。

- (1) 企画提案書等の提出時において、焼津市から入札参加資格停止の処置を受けていないこと。
- (2) 焼津市競争契約入札心得（物品製造等・役務 2023年4月1日版）の第19（入札に参加する資格のない者）を準用し、この条項の全てに該当しないものであること。  
<http://www.city.yaizu.lg.jp/g01-004/documents/buppinekimunyuusatukokoroe20230401.pdf>
- (3) 過去10年間（平成26年度～令和5年度）において、人口13万人以上の地方公共団体に対して、A I型デジタルドリルの導入受託実績（対象児童生徒9000人以上のものに限る）があること。

#### 4 参加表明書等の提出期限、提出場所及び方法

- (1) 提出期限 令和6年5月2日（木）午後5時（必着）
  - (2) 提出場所 2-（8）に同じ
  - (3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は提出期限必着を条件とする。）
  - (4) 提出書類
    - ア 様式第1号「参加表明書」
    - イ 様式第2号「会社概要」及び会社パンフレット
    - ウ 様式第3号「事業実績書」
    - エ 法人・商業登記の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（写し可。発行日より3か月以内のもの。）
    - オ 財務諸表（写し可。貸借対照表、損益計算書及び株主（社員）資本等変動計算書、いずれも終了した直近の事業年度のもの。）
    - カ 納税証明書（写し可。法人税、消費税及び地方税について未納がないことを証明するもの。税務署様式その3又はその3の3）
    - キ 印鑑証明書（写し可。代表者印の印鑑証明書 発行日より3か月以内のもの。）
    - ク 共同企業体の設置に関する協定書（写し可。共同企業体のみ）
- ※なお、焼津市競争入札参加資格者の資格に関する要綱に基づき、令和6年4月1日時点で有資格者名簿に登録をしている者については、上記エからキは省略することができる。

#### 5 参加資格決定通知書

- (1) 市は、参加表明書等を提出した事業者に対し、その内容を審査し、令和6年5月8日（水）までに様式第4号「参加資格決定通知書」を電子メールにより通知する。
- (2) 参加資格が無いと認められた事業者は、その理由について、通知を受けた日の翌日から起算して7日（祝日等を除く）以内に、書面により説明を求めることができる。市は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答する。なお、期限後の質問は受け付けない。
- (3) 提出書類に不備等があった場合には失格とする。

#### 6 参加表明後の辞退

参加表明書提出後に参加を取りやめる場合は、様式第7号「プロポーザル参加辞退届」を令和6年5月14日（火）午後5時（必着）までに、2-（8）の事業所管課へ提出すること。参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いは受けない。

## 7 質問の受付及び回答

説明会は開催しない。質問は、様式第6号「質問書」により焼津市学校教育課へ電子メールで提出すること。ただし、審査に支障をきたす質問及び委託業務の実施に必要なと判断される質問は受け付けない。

- (1) 提出期日 令和6年5月2日（木）午後5時まで
- (2) 提出先 【学校教育課】 gakkokyouiku@city.yaizu.lg.jp
- (3) 回答方法 令和6年5月8日（水）までに取りまとめ、質問者を伏せて、参加表明のあったもの全員に電子メールで送付する。必ず電子メールの受信を確認すること。なお、必要に応じて質問内容を伏せる場合がある。

## 8 企画提案書等の提出

本実施要領、仕様書を十分把握した上で、企画提案書は以下の構成とし、書類を提出すること。

| 章   | 項目              | 記載内容等  |
|-----|-----------------|--|
| 第1章 | 事業実績            | 過去10年間における業務及び貴社事業の実績を示し、その特徴及び成果等を記述すること。【様式第3号】  |
| 第2章 | 業務実施体制          | ・本業務の管理責任者・人員配置等の実施体制を記述すること。<br>・業務全般のスケジュールを示すこと。                                      |
| 第3章 | 実施方針            | 仕様書に基づき目的や条件等を踏まえ、本業務に対する貴社の基本的な考え方及び実施に向けた取組方針等を具体的に記述すること。                             |
| 第4章 | 仕様書業務内容に関する企画提案 | ・仕様書の回答欄に貴社の回答を記入し、提案書の中に盛り込むこと。<br>・仕様書業務内容に関する企画提案を記述すること。<br>(適格性、独創性及び実現性のある内容とすること) |
| 第5章 | 費用、その他          | 本業務の費用（明細を記入した見積書）、その他（会社概要など参考資料）   |

- (1) 提出期限 令和6年5月14日（火）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法 焼津市学校教育課に持参又は書留郵送により提出すること。
- (3) 提出書類
  - ①企画提案書等提出届兼誓約書（様式第5号） 1部
  - ②添付書類（A4判 最新の財務諸表 ※様式5の添付書類） 1部
  - ③企画提案書一式 8部※
    - ・企画提案書（A4判任意様式、図面等はA3判折込可）
    - ・事業実績書（様式第3号）
    - ・見積書（A4判任意様式 事業総額、消費税別記、内訳明細書記載）
  - ④会社概要（パンフレット等） 8部
    - ※仕様書に記載の事項は、必ず盛り込むこと。
    - ※片面印刷とし、上記③企画提案書一式（企画提案書から見積書まで。会社概要のパンフは除く。）を30ページ以内とすること。
    - ※各ページの下中央に通し番号を振ること。

(4) 提出上の注意事項

- ①見積書作成にあたっては、見積もった金額に消費税及び地方消費税（100分の10に相当する額）を加算し、その額を見積書に記載すること。
- ②提出期限までに提出されなかった場合は、いかなる理由でも選定されない。
- ③企画提案書は、1応募者につき1提案とする。
- ④企画提案書等の提出期限後の差し替え、削除、再提出は認めない。ただし、市が審査に必要と判断した場合は、追加の書類の提出を求める場合がある。
- ⑤提案に関する費用は、事業者の負担とする。
- ⑥提出された書類は、採用、不採用に係わらず、返却しない。

## 9 選定方法等

(1) 審査体制

本業務の受託者選考にあたっては、市職員等で組織する「ICT教育推進事業（個別最適な学び推進に向けた中学校AIドリル導入事業）プロポーザル審査委員会」で審査を行い、優先交渉権者を選定する。

(2) 企画提案書の内容及び審査基準

審査委員会は、提案内容や提出書類について、表1の審査基準をもとに100点満点で審査し、合計点数により、最高得点者を優先交渉権者として特定する。合計点と同じ場合は、出席委員の多数決により決する。

(3) 最低基準点について

評価点合計満点の5割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない提案は、優先交渉権者選定の対象から除外する。

(4) 提案者が1者の場合の取扱い

提案者が1者の場合でもプレゼンテーションは実施し、審査を行う。

表1 審査基準

|   | 審査事項    | 審査基準  | 配点  |
|---|---------|---|-----|
| 1 | 業務概要    | 本事業の適切な遂行に当たり信頼できるアプリケーションの構築・運用実績を有しているか。（過去10年間（平成26年度～令和5年度）の類似事業実績や特徴など。） | 5点  |
| 2 | 教材      | 収録されている教材はテキストや数字・数式、図表、イラスト、アニメーション等を活用して、出題及び解説がされるなど、理解度の向上につながる工夫がされているか。 | 15点 |
|   |         | 生徒自身が利用したいタイミングで、解説やヒントなどの教材を自由に閲覧することができるか。                                  | 10点 |
| 3 | AIドリル機能 | 使用状況に応じて、つまづきを自動的に分析し、個別最適な学習が提供される機能が充実しているか。                                | 10点 |
|   |         | 教職員が生徒に対して課題を配信する際に、個別最適な   | 10点 |

|     |          |   |      |
|-----|----------|---|------|
|     |          | 問題が簡単に設定できる等、使いやすい工夫がなされているか。                                 |      |
| 4   | 機能性      | ユーザーインターフェース（画面表示や操作性等）に工夫が凝らされており、生徒の快適な教材利用が期待できるものとなっているか。 | 10点  |
| 5   | 情報確認     | 生徒ごとの学習状況について、教員が学習履歴を把握できる機能が充実しているか。                        | 10点  |
| 6   | サポート体制   | 契約後に教職員・児童生徒が使いこなすための研修が充実しているか。                              | 5点   |
|     |          | 運用後も実施状況を鑑み、事業を推進するための研修や提案、トラブルへの対応などのサポート体制が構築されているか。       | 10点  |
| 7   | セキュリティ体制 | 個人情報保護及びセキュリティに関する対策が適切に構築されているか。                             | 5点   |
| 8   | 自由提案     | 仕様書に記載のないサービスや機能について、提案内容が優れているか。                             | 5点   |
| 9   | 価格       | 5点×参加者の中で最低の見積金額÷当該参加者の見積金額 ※小数点以下切り捨て                        | 5点   |
| 合 計 |          |   | 100点 |

#### (5) 失格要件

次のいずれかに該当する者は失格とする。

- ①提出書類に虚偽の記載または重大な不備があると認められる者
- ②参加資格に違反しているまたは適合しない者
- ③個別に委員会の委員と接触を持つなど、審査の公平性を害する行為を行った者
- ④審査員又は担当職員に本企画に対する助言を求めた場合
- ⑤提案に対して談合等、不正行為があった場合

#### (6) 選定結果の通知

- ①優先交渉権者へは、応募提案が選定されたことを書面で通知する。
- ②優先交渉権者として選定されなかった応募提案者へは、選定されなかったこと及びその理由を書面により通知する。なお、審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

### 10 契約に関する条件

優先交渉権者と契約交渉を行い、合意が得られた時点で随意契約による契約を行う。ただし、この交渉が不調に終わった時は、次の順位の提案者と同様の交渉を行うこととし、以下同様とする。

### 11 審査委員会（プレゼンテーション）

- (1) 開催日 令和6年5月21日（火）午後1時30分～
- (2) 会場 焼津市役所本庁舎5階 会議室 5B

- (3) 時 間 追って通知する。
- (4) 参加人数 3人以内とする。なお、体調不良等やむを得ない事情がある場合を除き、本業務において予定している主担当者は必ず出席すること。
- (5) 注意事項
  - ①発表の順番は企画提案書の受付順とする。
  - ②プレゼンテーションは企画提案書の記載内容を逸脱しないこと。

## 12 スケジュール

| 内容               | 期間、期日                   |
|------------------|-------------------------|
| 公告               | 令和6年4月24日(水)            |
| 質問受付期間           | 4月24日(水)～5月2日(木)午後5時まで  |
| 質問回答期限           | 5月8日(水)までにメールで回答        |
| 参加の表明            | 4月24日(水)～5月2日(木)午後5時まで  |
| 参加資格決定通知         | 5月8日(水)まで               |
| 参加表明後の辞退         | 5月14日(火)持参又は書留郵便で午後5時まで |
| 企画提案書等の提出期限      | 5月14日(火)持参又は書留郵便で午後5時まで |
| 審査委員会(プレゼンテーション) | 5月21日(火)午後1時30分         |
| 審査結果(優先交渉権者等)の通知 | 審査から概ね7日以内              |
| 契約締結(随意契約)       | 5月下旬                    |

## 13 その他留意事項

- (1) 選定結果について、異議を申し立てることはできない。
- (2) 提出書類は、本業務以外の目的には使用しない。
- (3) 提出書類は、本業務の審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとし、提出書類は返却しない。なお、本業務の契約を締結した後、作成した複製は破棄するものとする。
- (4) 企画提案書等の提出期限の日から契約締結の時までの間に、焼津市から入札参加資格停止の措置を受けたときは、当該資格を喪失するものとする。
- (5) その他この企画競争の実施及び契約の締結については、本要領で定めるもののほか、焼津市契約規則を準用する。

## 14 本業務に関する問い合わせ先

〒425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 焼津市役所本庁舎6階  
 焼津市教育委員会 教育部 学校教育課 G I G Aスクール推進室推進室 担当：山本  
 電話：(054) 625-8160 FAX：(054) 626-2188  
 電子メール：gakkokyoku@city.yaizu.lg.jp